



大日本帝國政府

第546號

昭和十九年三月十六日

大藏省國民貯蓄局長 氏 隊

厚生次官 武井祥嗣

昭和十九年度國民貯蓄増強ニ關スル件

國民貯蓄獎勵委員會ノ答申ニ基キ昭和十九年度國民貯蓄増強方策要
綱別紙ノ通決定相取次ニ付テハ貴省及管下各廳並關係團體等ノ一層
ノ協力方格ニ御配慮相願度此致特責意候

次官

總務課長

書記官

事務官



裏面白紙

昭和十九年度國民貯蓄增強方策要綱

大藏省國民貯蓄局

國民貯蓄ノ增強ハ國家ノ總力ヲ戰力ノ一點ニ集結セシムル方途ニシテ、
 今ヤ外敵我ガ領土ニ侵寇シ眞ニ皇國ノ隆替ヲ決スベキノ秋、其ノ緊要
 住ハ正ニ倍加セリ。須ク一億國民ハ凡ユル艱苦ニ堪ヘ如何ナル犧牲ヲ
 モ忍ビ勤勞ニ勵ミ節約ニ努メ貯蓄ノ實績ニ精進シ以テ率先ニ恥テザル
 事公ノ誠ヲ效シ有史以來ノ國難ヲ突破セザルベカラズ。
 仍テ昭和十九年度ニ於テハ從來採リ來リタル方策ノ滲透徹底ヲ圖ルノ
 外尙ホ左記諸點ヲ重點トシテ指向シ成果ノ擧揚ニ努ムルモノトス。

一 決戦貯蓄ノ徹底徹底

- (1) 總力戰ニ實ニ貯蓄ノ戰力トノ關係ヲ闡明シ貯蓄ノ增強コソ
 必勝ノ途ナル所以ヲ理解セシムルコト
- (2) 甚大ナル貯蓄目標達成ノ爲ニハ納税ト貯蓄ノ責務ヲ果シタル礎
 ヲ以テ生活セザルベカラザル所以ヲ明カニシ、一段ノ忍苦耐乏ヲ
 覺悟セシムルコト

凡ユル宣傳啓蒙ノ機會ヲ捉ヘテ貯蓄ノ増強ニ言及セシムル機指直
ルコト

一 戦況ノ推移ニ甚ク國民心理ノ動向ニ留意シツツ地方ニヨリ職業ニ
ヨリ階層ニヨリ最モ効果的ナル宣傳啓蒙ノ方法ヲ講ズルコト

二 戦時生活ノ斷行

(一) 民衆ノ精神ニ則リ莫ニ勤勞ノ強化ニ努メ内戰勸業等ニ行テモ

階層ノ普及ヲ圖ルコト

(二) 戦下ニ結物變ノミニヨル生活感等ヲ確立セシムルト共ニ軍兵生

活ノ勵行ヲ圖ルコト

(三) 戦時生活ノ斷行ニ陣營ヲ異フル各級ノ社會的習慣ヲ打破シ、特ニ

娯樂禁絶ニ於ケル一切ノ冗差ヲ撤シ、各種ノ享樂贅行爲ヲ追

ハスルコト

(四) 戦時ノ完全利用、更生活用ニ付一般ノ工夫ヲ練シ凡ユル無益ヲ排

除シ消費ノ節約ヲ徹底セシムルコト

裏面白紙

三 貯蓄ノ決戦

(イ) 貯蓄ニヨリ収入ノ増加セル部面ニ對シテハ最モ強力ニ貯蓄ノ推進

ヲ行フト共ニ賦税ニ於ケル貯蓄共向責任制ヲ強化スルコト

(ロ) 貯蓄ヲ徹底セシムルテ一億國民ヲシテ悉ク最大限度ノ貯蓄ヲ

行ハセシムルコト

(ハ) 一時的収入ノ貯蓄化ヲ更ニ高度ナラシメ貯蓄購買力ノ吸収ニ遺憾

ナラシムルコト

(ニ) 貯蓄ヲ強化シ長期貯蓄ヲ奨励スル等貯蓄ノ質的向上ニ努ムル

コト

(ホ) 貯蓄ノ貯蓄實踐ニ障害ヲ來スガ如キ言動ヲ嚴重取締ルコト

四 貯蓄推進機構ノ整備

(イ) 國民貯蓄組合制度、貯蓄指導員制度等ヲ整備スルコト

(ロ) 各種國民等ノ一貫ノ活用ヲ圖ルト共ニ之ガ進歩展開ニ付緊密ナル

連絡調整ノ方途ヲ講ズルコト

裏面白紙

(六)貯蓄取扱機關ノ間ニ於ケル協力ヲ促進スル下共ニ效率的資金吸收ノ方途ヲ講ズルコト。尙貯蓄取扱ノ爲必要ナル最少限度ノ人員資材ハ之ヲ確保スルコト

五 法人貯蓄ノ強化

(イ)會社其ノ他各種ノ法人間ニ團體ヲ於テモ個人ト同ジク決然生活ヲ斷行セシムルコト

(ロ)一切ノ不要不急事業ヲ取止。且凡ソシテ經費ニ付極力節約ニ努メ以テ國民貯蓄ノ増強ニ寄與セシムルコト

六 「かね」輕視ノ弊風打破

(イ)「かね」ト物トノ表裏一體關係ヲ周知セシムルコト

(ロ)資金ノ效率的使用ヲ徹底セシムルコト

(ハ)「かね」ヲ輕視スル各種ノ浪費行爲、闇取引、賈溜、商取引ニ於ケル物々交換ヲ絶滅スルコト

七 手持現金ノ減少

裏面白紙

(イ) 本年達成ニ手持現金ノ吸收十億圓ヲ見込、貯蓄増加目標額ノ増加
セラレタル所以ヲ明カニスルコト
(ロ) 多額ノ現金手持ノ無意義ナルヲ強調スルト共ニ貯蓄ノ有利性
安全性ニ對スル認識ヲ徹底セシムルコト
(ハ) 非常時ニ於ケル貯蓄妨辰ニ關スル諸對策ヲ整備スルト共ニ之ヲ周
知セシムルコト